

福祉厚生常任委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 3月 7日（金）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	久保田真澄
	副 委 員 長	杉山尊宣
	委 員	古谷貴子
	〃	根岸裕美子
	〃	岩澤信
	〃	金澤克仁
	〃	山野井隆
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員	総 務 部 長	吉田文彦
	財 政 部 長	田中英樹
	福 祉 部 長	鈴木文江
	健 康 増 進 部 長	彦坂哲
	財 政 部 次 長	飯竹永昌
	福 祉 部 次 長	下田浩
	福 祉 部 次 長	佐藤睦子
	健 康 増 進 部 次 長	助川直美
	総 務 課 長	松崎剛
	財 政 課 長	谷池公治
	高 齢 福 祉 課 長	秋山和也
	障 害 福 祉 課 長	鈴木哲也
	子 育 て 支 援 課 長	三浦雄司
	健 康 づ く り 推 進 課 長	香取美弥
	国 保 年 金 課 長	関口勝己
	社 会 福 祉 課 副 参 事	根本真人
	高 齢 福 祉 課 副 参 事	井橋久美子
	財 政 課 長 補 佐	鈴木健太

納 税 課 長 補 佐	細 井 大 悟
社 会 福 祉 課 長 補 佐	根 本 清 美
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	井 上 秀 和
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	飯 塚 千 絵 子
健 康 づ くり 推 進 課 長 補 佐	櫻 井 裕 久
国 保 年 金 課 長 補 佐	倉 持 哲 也
国 保 年 金 課 長 補 佐	吉 住 三 世 子
議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 主 事	柴 哲 次 郎

○職務のため
出席した者

○その他の
出席者

なし

○付託事件

議案第 5 号 取手市犯罪被害者等支援条例について

議案第 6 号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）（所管事項）

議案第 16 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 17 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 21 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 22 号 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算

○調査事件

所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、令和 6 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 00 分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数 8 名。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信

は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブックに登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について、事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らします。御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の名指の後発言するようお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 5 号、取手市犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。本件につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 5 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 5 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 おはようございます。根岸です。よろしくお願いいたします。議案第 5 号、取手市犯罪被害者等支援条例について、お伺いします。先日、2 月 27 日の全協でも詳しい御説明いただいたんですけども、改めてお伺いします。この取り組む時期としては、もっと早くでもよかったのではないかと感じているのですが、なぜこの時期に条例制定になったか、お伺いします。

○久保田委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えをさせていただきます。先日の議員全員協議会において福祉部長より説明——お答えをさせていただいておりますけれども、大きなきっかけとなりましたのは、昨年——令和 6 年第 1 回取手市議会定例会におきまして、染谷議員より条例制定についての一般質問に対しまして、市長より、条例制定に向けた取組に着手するとの答弁を受けまして、県条例や他自治体の状況等を調査するなどし、1 年をかけて取り組み、本議会への上程に至ったものでございます。当市におきましても、以前から策定しなければという認識ではありましたが、本来であれば茨城県が旗振り役となって全市町村統一した内容で策定をとというような動きを待ってしまっていたという

ところも一つございます。その後、着手をして県内の状況等を調べましたところ、令和5年度までに条例が施行されている自治体が3自治体ございました。令和6年4月に新たに3自治体が施行され、現在6自治体で制定・施行されているという状況でございます。さらに、令和7年4月の施行に向けた取組を行っている自治体が3自治体あるという情報もつかみしましたので、県内でも条例制定の動きが着々と広まりつつあるなという認識を得たところでございます。当市といたしましても、そういう状況の中で一年でも早い制定をという思いから、このタイミングでの上程となったものでございます。以上でございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。この支援条例なんですけれども、茨城県のほうでも犯罪被害者等支援条例って制定しております。中身を確認しましたが、経済的負担軽減という文言はあるんですけれども、その具体策が明示されておりました。この県条例との兼ね合いというのは、どうなっていますでしょうか。

○久保田委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えをさせていただきます。委員おっしゃるとおり、県の条例第14条に、経済的負担の軽減が規定されております。内容としては、県は「経済的負担の軽減を図るための必要な施策を講ずるものとする」とうたわれております。茨城県に確認しましたところ、医療費ですとか、カウンセリング費用の公費負担はあるというようなことはお聞きしました。しかし、当市で考えているような、重傷病見舞金ですとか遺族見舞金などの制度設計まではなされていないということでもございました。直接の見舞金ではなくても、見舞金を支給した市町村への補助制度などがありますれば財源として助かるところでございますけれども、そういった考えも現在のところはないというようなところで、県のほうは確認してございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。最後に、一つ確認というか教えていただきたいんですけども、第2条に（1）犯罪行為、（2）犯罪等とありますが、こちらをちょっと具体的にお示しいただきたいと思います。DV被害ですとか虐待、性犯罪などはこれに当たるのかどうか確認します。

○久保田委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。条例の第2条で、用語の定義を規定しております。委員ご質疑の「犯罪等」、この「等」につきましては定義として、「犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義をしております。さらに「犯罪被害者等」の定義といたしましては、先ほどの「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」と定義しております。心身に有害な影響を及ぼす行為といたしましては、先ほど委員からもありましたけれども、例えば、いじめですとか、虐待ですとか、DV、あと性暴力、ストーカー行為などが想定されるかと思います。これらの行為により被害を被った方につきましても、犯罪被害者等支援として、相談などの一般的な支援の対象には含まれるというようなつくりにしてございます。相談支援等の対象には含まれますけれども、見舞金等の対象になるかという部分につきましては、見舞金の要件というのを満たさなければなりま

せんので、個別の案件によって異なると。見舞金の要件といたしましては、犯罪行為による——こちらは犯罪行為による死亡または重傷病の被害を被ったこと。あともう一つは、犯罪行為時点において市民であることという要件を満たしたときに見舞金のほうが該当になると。ですけれども、犯罪等、あと犯罪被害者等の「等」の部分につきましては、先ほど言ったような行為から被害を被った方に対しての相談ですとか情報提供なんかの支援には当たってまいりたいというところでございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 理解いたしました。ありがとうございます。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第6号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第6号について、説明を省略することに賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第6号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 今回のこの条例について、取手市には該当する事業所はないと伺いました。特に連携施設の確保に関する基準については、市内の保育施設においては3歳から5歳児の定員というのは、場所によるかと思いますが、余裕がまだあるかと思います。改正の必要がないと考えるのですが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦です。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。今回の改正については、近隣地区に連携施設が確保できない家庭的保育事業所等がある場合の基準の緩和となっており、当市においては、事業所内保育事業を実施している取手市医師会どんぐり保育園のみが、この2つの条例の対象施設となっております。どんぐり保育園では、卒園児の受入先であり支援体制が整っている連携施設が現在3施設ございますので、当該条例改正による影響は特にございません。しかしながら、今後、同様の事業所が新設された際には、運営する地域によっては連携施設の確保が困難となる可能性がございますので、国と同様に基準を改正する必要があるとございます。また、市町村の条例については国の基準に従って制定していることから、国の基準と市の条例との整合性を確保することが必要となりますので、本定例会において一部改正を上程したものでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 整合性を確保するために条例改正は必須だというお答えでした。取手市では今後、新規参入があった場合も、連携施設というのを確保することは難しくないと考えます。市としても支援することというのが可能だと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。連携施設の確保につきましては、原則としましては該当する事業所が行うべきものと考えております。しかしながら、事業所において確保が困難であった場合に、何か市に協力を求められた場合には、市としても、必要に応じて助言や近隣施設の御案内などの対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、本件については、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第14号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）の所管事項の質疑は、これで打ち切ります。

次に、議案第16号及び議案第17号を一括議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第16号及び議案第17号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第16号及び議案第17号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。これで議案第16号及び議案第17号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第21号及び議案第22号を一括議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第21号及び議案第22号について、説明を省略することに賛成

の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 21 号及び議案第 22 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 では、議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、何件かお伺いします。まず、予算説明書 155 ページから 156 ページにかけての特定健康診査等事業に関する経費でございます。表に、受診率が令和 7 年度の想定 43.3%となっておりますが、こちらの根拠をお示してください。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。ただいまの根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。令和 7 年度は、これまでの集団健診の日程の夏季日程と秋季日程に加え、さらなる受診率の向上を図るため、令和 8 年 1 月に取手ウェルネスプラザで冬季日程を新規で計画しております。また、若年層の受診率が低いため、若年層も受診しやすい環境の整備として、土日祝日を 1 日分追加しトータルで 11 日間、また夜間を 4 日間ほど設けておりますので、受診率のさらなる向上が期待できるということから、前年度と比較し 3.3%の増加を見込ませていただいたところでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。では次、予算説明書 156 ページ、続いての疾病の予防に要する経費になります。157 ページのほうに主な経費として書かれておりますが、その中で大腸がん検診委託料と集団健診予約管理業務委託料の増額の幅が結構あるんですけども、こちらの理由をお願いいたします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。がん罹患率の中で最も高いのは大腸がんという統計が示されております。この点を踏まえ、これまでは、前年度に大腸がん検診を受診された方のみに大腸がん検診の検体容器を送付していましたが、令和 6 年度からは、前年度の集団健診受診者を加えプッシュ型の対象を拡大したことで、前年度より大きな受診率の向上が見込まれるところでございます。令和 7 年度も引き続き、受診勧奨を兼ねてプッシュ型で検体容器を送付するほか、受診期間を延長することでさらなる受診率の向上が期待できることから、昨年度より手厚い予算設計とさせていただきました。また集団健診の予約に関しましては、令和 6 年度から新規に子宮がん・乳がん検診などの女性がん検診の予約コールセンターの設置、及びウェブでの予約を開始しましたので、令和 7 年度は、女性がん検診に加え、胃がん検診など、がん検診全般の受診率の向上、及び受診しやすい環境の整備を実施するために、予約管理業務を増額させていただいたところでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。同じページなんですけれども、人間ドックについての言及が

あるんですけれども、こちらの助成というのが、日帰り人間ドックと肺ドックだと2万4,500円、脳ドックは3万5,000円でしたか、予算配分が特定の人に偏りがちだと考えております。令和7年度見込み被保険者数1万9,444人に対して人間ドックの助成想定人数が1,900人と1割程度になっております。1人当たり2万4,500円は、ほかの自治体と比べると非常に高額で、毎年同じ人が2万4,500円の助成を受けているケースもあると考えられます。より幅広い層に予算配分するために、助成は1年置きにしか受けられないとするなど、制度設計の見直しが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。根岸委員ご指摘のとおり、取手市の人間ドック助成金は、県内市町村に比べて若干高い設定になっております。これは本市の重点施策である健康づくりの推進の一つとして特定健康診査受診率の向上を目指しており、ワンコイン健診や人間ドック受診を推奨しているところでございます。その中でも、人間ドックは、様々な健診をワンストップで検査できる利便性の高い検査である反面、治療検査目的である保険診療ではないため、検査費用が高額となることから受診しづらい可能性がございます。そのため、助成制度を用いて受診しやすい環境の整備に努めているところでございます。また、人間ドックは特定健診に準ずる項目とがん検診に準ずる項目で構成されており、全ての検査を受診した際の助成額とおおむね同等の金額になるよう設定してございます。特に、がんは早期発見、早期治療が必要な疾患であり、同じ医療機関で同時に全ての項目が受けられる人間ドックにつきましては、受診者にとって利便性が高い健診であり、受診者の健康寿命の延伸に貢献している部分は大きいと考えておりますので、現行の助成額を維持していくことが被保険者の健康増進に資すると判断しております。今後も適切な助成額については検討し、必要な時期に応じて見直しを適時行ってまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。健康に留意する人にとっては特定健診だけでは心配というところもあるのかと考えます。より幅広い層に予算配分するために、特定健診の内容をより充実させるという方法もあるかと思うんですけれども、そちらは可能でしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。生活——特定健診につきましては、生活習慣病に着手したという項目になりますが、生活習慣病は自覚なく症状が進行し、自覚症状が出た場合は進行している場合が多いです。生活習慣病の早期発見、早期治療のために、市としても充実させることは必要だと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 例えば、血液検査項目を、今の特定健診の項目というのはもう国から決められていて、どこの市町村でも同じ検査項目と伺っていますが、それを独自施策として、例えば何か予兆が分かるような検査項目というのを増やして、そういう場合に何か予兆がある場合とかに通知するなどを検討してはどうかと思います。基金の還元策としても考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。現在の特定健診の検査項目以外に、市独自に新たな検査項目の追加という御質疑ですが、市民の生活習慣病の早期発見、早期治療の精度をさらに高めるために有効な検査項目について、今後、取手市医師会と協議を進めてまいりたいと思います。また、基金を活用した取組ということなので、積極的に検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ぜひ、検討のほうよろしくお願いします。以上です。

○久保田委員長 そのほか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私も、まず議案第 21 号、国保特会の予算についてまず伺います。私も一般質問とか同僚議員のほうから——加増議員のほうから質疑も行っておりますので、二、三、確認の意味で質疑をさせていただきます。昨年——令和 6 年 3 月末時点で出てますね。決算の中で報告があったんですが、法定減免制度、本当にこれは有効あるな——有効的だというふうに思っているんですけども、改めて制度の内容、ここでお示し、説明いただければと思うんですが。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 国保年金課、吉住です。遠山委員の御質疑にお答えします。均等割額について、7 割減額と 5 割減額と 2 割減額がございます。現在、7 割減額の額ですと、19 歳から 39 歳と 65 歳から 74 歳までの方につきましては、3 万 1,000 円のところが 2 万 1,700 円の軽減がかかり、40 歳から 64 歳までは、3 万 9,000 円のところが 2 万 7,300 円の軽減がかかるようになっております。5 割軽減の額ですと、同じく 3 万 1,000 円に対しては 1 万 5,500 円の軽減があり、40 歳から 64 歳につきましては、1 万 9,500 円の軽減がかかっております。2 割軽減の額ですと、19 歳から 39 歳と 65 歳から 74 歳までにつきましては 6,200 円の軽減がかかっておりまして、40 歳から 64 歳までにつきましては 7,800 円の軽減がかかっております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 均等割は必ず保険税額として賦課されるわけなんで——徴収されるわけなんで、この減免制度は本当に重要だなと思っています。でも、無料にはならないんだなという、そんなふうに受け止めています。18 歳以下の均等割の 100%減免が実施されているわけなんですけど、新年度に向けてどのくらいの見込みを考えているのかを伺います。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。18 歳以下の均等割全額減免ということで、予算的には約 2,400 万円を想定して計上してございます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。続いて、徴収——説明書の 154 ページに国保税徴収に要する経費とありますけれども、その辺の増額分というのは、やっぱり送料が値上げされたとい

うのもあるのかなというように思っているんですが、これらを受けて短期保険証、資格証明書、その人数——今この時点で結構なので説明いただけますか。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 お答えします。現在、短期保険証と資格証明書という概念はないので、現在の資格確認書の発行件数になりますが、800——資格確認書の発行件数、現在はまだ12月——昨年の12月2日からマイナ保険証制度に移行になりましたので新規で発行する件数になりますが、資格確認書が874件、資格情報のお知らせが669件となっております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど。今まで、これまでの短期保険証、資格証——保険証ということで、ちょっと差別感が問題に私たちしてたんですけど、その辺は解消されるわけだ、マイナ保険証ということで。ちょっとその辺、考え方を伺います。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。確かに遠山委員おっしゃるとおり、従前には短期保険証、さらには資格者証ということで、滞納された方にはそのような法的手続きを行っておりました。ただし12月2日以降、マイナ保険証のほうに切り替わりまして短期保険者証という制度がなくなっております。その上で、先ほど吉住補佐のほうから答弁がありました特別療養費の支給決定書という制度に変わったということで。ただ、内容的には、1年以上国保の保険税に滞納がある方について、特別療養費の支給決定をさせていただく。いわゆる、病院で10割で負担していただいて、残り——例えば、保険については2割の方、3割の方が当然いらっしゃるんですが、3割の方であれば、その10割の領収書を市役所のほうに持って来ていただければ、7割分は支給決定のほうでお返しさせていただきますというような内容のものでございます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると当事者というか、いわゆるこれまでの短期の場合の人がちょっとよく分からないというか、見えにくくなるというか、実際お医者——医療機関にかかって全額取られたという、初めてそこで自覚するというか、そういうこともあり得るんですかね。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。支給決定通知を行う場合、必ず事前に被保険者の方に通知をしなければならないというような決まりがございますので、突然病院に行って分かるということはないです。事前にお知らせしてありますので。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと戻る感じなんですけど、先ほどの法定減免を受けた——受けるという見込み、報告・説明いただいたわけなんですけれども、その辺を加味して、新年度に当たってこの均等割総額といいますかね、どのくらいになるか分かりますか。分かれば報告をお願いします。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 お答えします。総額ですかね——交付金の算出の基となる数字としてお答えさせていただきます。7割軽減される額としては1億3,222万7,000円、5割軽減の額としましては5,489万8,000円、2割軽減ですと2,075万3,000円となっております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 それで、課税世帯の場合——課税者ですね、1人当たりの均等割なんで。それらも含めると総額幾らになるか、確認。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 その均等割全額につきましては、お調べ——ちょっと今手元に資料がございませんので、確認してお伝えさせていただきます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。続いて、議案第22号の後期高齢者の予算のほうに移ります。加入者、被保険者数が増加している割に、何か保険料は減額になってるかなと、ちょっと説明書のほうで160ページなんですけども、見てとれたんですが、その辺の状況をちょっと説明願います。そうでなければいいんですけど。

○久保田委員長 倉持補佐。

○倉持国保年金課長補佐 国保年金課、倉持です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。こちらの保険料の積算内容についてなんですけども、こちらについては広域連合のほうから保険料の積算資料の提供を受けまして、所得や被保険者数の伸び、収納率の見込み、特別徴収と普通徴収の比率、また均等割額の軽減額等を踏まえまして、そちらの内容を積算し金額のほうを計上した形になります。ですので、若干の減という形になっております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 次の162ページなんですけども、督促手数料とかって……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 現状、入ってるんですけれども、その辺、滞納者数というか、その辺の状況、分かれば御報告ください。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。お答えさせていただきます。滞納者数ということで、現在、滞納されている方につきましては、令和6年の11月27日に催告状を出したんですが、その件数について申し上げますと、205件になっております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 来年、新年度に当たって、所得割保険税率がなんか上がるという話をちょっと聞き及んだんですけれども、そういったところ、その点についていかがですか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。後期高齢医療制度の保険料につきましては、令和6年度に改定をしてございます。後期につきましては2年に1回の見直しということなので、令和6年度と7年度につきましては、保険税率——保険料の率については

変わらないということでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 何か令和7年度は被保険者の所得割保険料率が9.66%となるというような、そういった資料をちょっと県のほうから頂いたものですから、また値上げかとちょっと心配したんですが、令和6年度もこの同じ率だったということで、確認——じゃあ同じだったということで、その点いかがですか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。令和6年度、7年度も基本的には2年に1回の見直しなので変更がございませんが、ただ課税の基となる金額について、所得割、令和6年度は軽減措置がございますので、その方は9%、令和7年度は今委員の御指摘のとおり9.66%と、ここについては若干引き上がるというようなところでございます。ただし均等割につきましては、令和6年度、7年度共に4万7,500円で変わりはありません。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 最後にしますけれども、これまで私も一般質問とか……

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 委員会ごとに基金の引下げを述べてきたんですけれども、市長の考え——担当課での内容をお願いします。最後質疑。

○久保田委員長 答えるのはいいんですけど、答える時間は。

〔「質疑だけだよ」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

〔「自席でのやり取りはだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 自席でのやり取りやめてください。お願いします。

彦坂部長。

○彦坂健康増進部長 健康増進部、彦坂です。基金の取扱いについては、市長も含めまして、当然に適切にそちらについては取り扱うということで、話のほうは常にしております。以上です。

○遠山委員 以上です。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 議案第21号の国民健康保険事業についてお尋ねしたいんですけども、出産育児一時金の支給に関するのですが、外国人の方で支給したケースって、実績のほうありましたら教えていただきたいと思います。給付した件数ですね。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。ただいまの山野井委員の御質疑に答弁させていただきます。外国人に特定した件数につきましては、今手元に資料がございませんので、確認して答弁させていただきます。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。例えばなんですけども、東京の荒川区なんかだと、外国人

の方で出産した、一時金を受け取った方がある年度で100件ぐらいあったときに、そのうち、約30%が海外で出産されてるということになりますので、そこに関して不正——適正な利用を図るために厳格化がなされている市町村が一部あるようですので、その辺も含めて、今どういう対応をされてるのか、お尋ねしたいと思います。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。外国で——国外——日本国以外で出産された方につきましては、当然海外で出産されたときの明細書というんですか、その医療費の、そこを確認させていただきます。さらに、そういう独自の医療保険制度に入っているのかどうか。要は公費の二重負担ということも考えられますので、その辺のところをしっかりと確認させていただいた上で、被保険者の方の保険負担に合わせてお支払いしているというような状況でございます。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第21号及び議案第22号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号、令和7年度取手市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第23号について、説明を省略することに賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第23号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。議案第23号について質疑いたします。説明書の166ページで概要のところで、上段に「成年後見制度の利用促進に」ということで入っているわけなんですけども、その辺の利用状況といいますか、新年度に向けての課題といいますか、どうでしょうか。その辺、説明願います。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。遠山委員の御質疑にお答えいたします。成年後見制度利用支援事業に要する経費、説明書177ページから記載しております。こちらにつきましては、取手市社協に委託しております中核機関の——失礼しました。ごめんなさい、失礼しました。こちらの利用支援に関しましては、成年後見人等の支援を必要とする場合、審判の申立てを行う親族がいない場合などに市長が申立てする場合がございます。こういったことを行う費用。また成年後見——市長申立てに要する経費ですとか、成年後見人の報酬の助成を行うものでございます。こちらのほうは前年度と比較しますと若干金額のほうが減っておりますが、これは市長申立ての件数自体が若干減っていること

が影響しております。通常でありますと、申立人——失礼しました、後見人等に関しましては、親族による申立て等が最初に検討されるところでございまして、やむを得ない場合を市長が申し立てるということになっております。その状況を踏まえまして、親族の申立てでも中核機関等がサポートすることで、大分進んでいるのかなと思っているところでございます。費用に関しまして、以上、報告——説明させていただきます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろケース・バイ・ケースでなかなか難しいところかなというふうには思うんですけども、今ちょっと、そういった必要とされる方が増えているという感じを受けていますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

167 ページ——説明書の 167 ページで、基金積立金が減額されているわけなんですけれども、いろいろと活用されているというふうに認識しているんですが、現在の基金額とその見込み、どうなのか、お示してください。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。御質疑にお答えいたします。基金に関しましては給付に関し——給付について、この3年間、介護保険の事業については3年ごとに計画を立てておるわけでございますが、給付のほうに充てるということになっております。基金の金額という御質疑でございますので申し上げます。今回、この3月定例会に補正予算として計上しております内容が議決決定いただき——いた場合、基金の残高については、8億3,728万5,948円【「8億3,728万5,948円」を「7億4,803万5,948円」に発言訂正】となる見込みでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 基金を活用して保険料を何とか抑えたりということで、担当課のほうでは、部署としてはいろいろと活用されて、その辺は評価する面も持っているんですけども、今後、その金額というのはどうなんでしょう、増えてきてたんでしたっけ。ちょっと後々保険料にも影響してくるんで、その見込みというか、もし答えられればで結構ですけど。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 今私のほうで令和6年度3月補正後の額を申し上げました。令和5年度決算確定の段階で8億6,000万でしたので、若干の減が発生しているということでございます。あと2か年、現計画期間がありますので、そこについても計画に基づきまして適切に基金のほうを充てていくというようなことになろうかと思います。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと安心したかなと思うんですけども。続いて、今ヘルパー、介護ケア労働者の処遇改善というのが全国でも大変大きな問題になってるんですが、そういう意味では報酬単価が引き下げられたということもあって、各事業所からは、保険者である取手市のほうにはそういった——何ていうのかな、意見というか——ケアマネ会議ですとか、いろいろこう会議もされているところなんですけども、その辺での意見というのはどうなんでしょう。現場の声というのは、担当課としてどのように受け止めているのか、全くないのかも含めて、最後、その点を伺います。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 訪問介護の基本報酬が引下げになったということは、今定例会の遠山議員からの一般質問でもお受けしまして、お答えしたところでございます。介護保険特別会計に基づいて申し上げますと、各給付費は上がっております。ですので、これから先も利用者は増えていくと考えております。訪問介護事業所についても、市内の整備状況、一般質問の答弁で申し上げたところでございます。現在のところ、取手市内において廃業が相次いでいるというような状況は、保険者としては把握していないところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 今のところというところなんですけれど、でもそれでちょっと安心してはいられないのかなというふうに。それ以上に超高齢化というのが取手市の特徴でもあるのかなというふうに思いますんで、その辺は現場等の声聞き取りといいますか、現状把握に努めていただければと思います。質疑、以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を打ち切ります。

続いて——関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課の関口です。先ほどの遠山委員の国保税の均等割部分の金額をお伝えさせていただきます。均等割部分につきましては、4億1,088万7,764円と見込んでおります。

さらに、先ほど山野井委員の御質疑の中に、外国人の方の出産育児一時金の人数ということでお話ございましたので、令和6年度につきましては、3名の方が支給申請のほうをされております。以上です。

○久保田委員長 続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。

付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。古谷委員、杉山委員、根岸委員、遠山委員の4人から通告があります。

まず、古谷委員。

○古谷委員 古谷でございます。よろしくお願いいたします。まず一つ目の質疑でございますが、高齢者や障がい者の移動支援についてお伺いいたします。住民が移動支援の主体となる場合の行政の支援についてでございます。一般質問でもございましたように、市内でも高齢化がますます進み、コミバスやタクシーなどでは限界が来ております。今後期待される新たな取組として、住民主体の移送支援が考えられます。地域や理事会などで移送支援の取組を行う場合の相談体制をお伺いいたします。

○久保田委員長 鈴木部長。

○鈴木福祉部長 福祉部、鈴木です。古谷委員の御質疑に答弁させていただきたいと思えます。先ほど古谷委員おっしゃったとおり、本当に高齢化が進み、移動に支援を必要とするような方たちが増えてくることが想定されます。そういった場合、今の交通公共機関であったり、鉄道やバス、コミバス、そういったものだけでは賄い切れない部分も当然生じ

てくると思います。そういったことを想定して、先月、2月の15日、新移動手段検討会を立ち上げていただいた皆さんの主催による講演会——新たな移動手段を考える集いというところで講演会を開催しました。本当に、私も参加させていただいたんですけども、市政協力員さんであったり、民生委員・児童委員の皆様、自治会関係者の皆様、多くの方が参加していただいて、先生の——講演をしてくださった先生のお話に本当に耳を傾けてメモを取っていただいたり、自分たちは何ができるのかなという意識でこの会に臨んでいただきました。当然これを聴いた皆様のほうから、じゃあ自分たちが何ができる、何ならできるといことで御相談がこれから寄せられると思います。そういった際には、やはりそういった考えを持っていらっしゃる方、実際そういった声にしっかり耳を傾けて、行政として支援していきたいと思っております。当然そういった方たちは、どういったメンバーがその支援体制を組むか、対象者はどういった形になるのかというところで、相談してくる窓口は多岐にわたると思います。例えば、それを行おうとする主体が自治会等であれば、市民活動を支援する市民協働課であったり、ボランティアの方たちが既にやっている中でまたちょっとバージョンアップしていこうみたいな形で相談があれば、市の社会福祉協議会であったり、対象者が高齢者であれば福祉部の高齢福祉課というところが当然出てくると思います。いずれにしても、庁内横断的にしっかりとそういった声に耳を傾けて、絶対——こういう言い方あれですけど、そういった思いのある方を逃がさないように、しっかりキャッチして、庁内横断的にそういった共有をさせていただきながら、しっかりと支援体制、相談体制はしていきたいなと思っております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 大変詳しくありがとうございます。もちろんこの取組に支援をしていきたいと思っております方が現時点でもいらっしゃると思います。その方たちがこの移送支援を行うに当たって、行政として補助金などはどのようになるのでしょうか。

○久保田委員長 井橋副参事。

○井橋高齢福祉課副参事 高齢福祉課の井橋です。お答えします。古谷委員より、住民主体の取組に対する補助金という御質疑ですが、現在のところ、一部の地域の住民の方が、その地域の住民のためだけに行う取組について市独自の補助金というのは、事業として行っておりません。一方、ほかの自治体での例を見ますと、取り組む主体の団体が、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の補助金交付を対象事業として実施し、補助金の交付を受けるケースがあります。この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者などの方に対する効率的かつ効果的な支援などを可能とすることを目的としています。介護予防・日常生活サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、そのほかの生活支援サービスがありますが、要支援の認定を受けている高齢者に対して提供する、通院等をする場合における送迎前後の付添い支援のサービスを補助対象とすることも可能となっております。こういったサービスは訪問型サービスDと言われ、令和6年度現在、取手市内で1団体が提供するサービスについて補助交付対——すみません。補助金交付の団体となっております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 詳しくありがとうございました。とても内容がよく分かりました。ありがとうございます。次に、ウェルネスプラザの指定管理について、御質疑させていただきます。ウェルネスプラザの指定管理者が替わるということで、新しい事業者との引継ぎは順調に進んでおりますでしょうか。

○久保田委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。古谷委員の御質疑に答弁させていただきます。ウェルネスプラザの指定管理者変更に伴います引継ぎにつきましては、現在の指定管理者と次期指定管理者、そして市の——市との3者で連絡を密に取り合いまして、また必要に応じて引継ぎに関する打合せを行いまして、4月1日からの運営開始に向けて順調に進めているところでございます。基本的には、事業者間において主体的に引継ぎを進めていただくことを促しまして、市は必要に応じてサポートを行っている状況であります。今後も引き続き事業者間の状況などに注視して、市民の皆様、利用者の皆様に御迷惑がかからないように引継ぎ作業を進めてまいりたいと考えております。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。現在もスポーツジム等を多く利用してらっしゃる方がいらっしゃると思います。そういう方たちへの、指定管理が替わる意味でも、周知をどのようにされていけますでしょうか。

○久保田委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 健康づくり推進課の櫻井です。古谷委員の御質疑に答弁いたします。現在、ウェルネスプラザの、これまで開催されています健康運動教室に関しては週18回の開催で、来期よりリニューアルされる健康運動教室は週12回となります。これらに関する周知方法なんですが、現在、館内の掲示板やチラシ、指定管理者のホームページ、市広報紙などを通じまして、4月以降に実施予定の運営内容を随時情報提供してまいります。また、受付窓口でも御案内を行っております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。今後の新しい運営に備えての準備、それからもちろん指定管理が替わるということで事務などの——変わりますので、内容も変わりますので、それを利用者の皆様、また市民の皆様へはどのように周知をされていけますでしょうか。

○久保田委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 古谷委員の御質疑に答弁いたします。今、周知方法というのは、先ほど申し上げた周知方法と同じですね、はい。市のホームページですとか、館内掲示板、市のホームページ、広報紙などを通じて、そちらも随時情報提供を行っていく予定ではあります。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。以上でございます。

○久保田委員長 次に、杉山委員。

○杉山委員 私の方からは、こども誰でも通園制度について、少し御質疑させていただきたいと思います。令和8年4月より全自治体で実施されることが決まっておりますが、まず一つ目、制度の概要ということで、子ども1人当たりの単価や、受け入れる際の運用方法やシステム内容等を詳細にお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦です。杉山委員の御質疑に答弁させていただきます。こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された制度です。令和7年度に法律上制度化され、令和8年4月から給付制度として全国の自治体でスタートいたします。こども誰でも通園制度は、ゼロ歳6か月から2歳児までの乳幼児等を対象とし、事業名としましては乳児等通園支援事業として、児童福祉法第6条の3第23項に定められており、本年1月14日に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布されました。

設備の最低基準や運営方法について示されており、事業の区分が二通り定められております。1つは、既存の保育施設等に専用室を設けたり、独立した施設で実施を行う一般型。2つ目は、既存の保育施設等の利用定員の空きを活用した余裕活用型がございます。一般型については、既存施設とは別に保育士等の配置を行う必要がございますが、余裕活用型は、既存の空き定員を活用するため、新たに保育士等を配置する必要がなく、現状の職員配置でも実施が可能となっております。現在実施しております、こども誰でも通園制度の試行的事業は、月10時間の利用となっており、令和8年4月から始まる給付事業においても月10時間の利用となる予定です。こども家庭庁の令和7年度予算の概要においては、子どもの年齢に応じて、子ども1人1時間当たり補助単価が設定されており、ゼロ歳児が1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円とされております。また、障がい児や要支援家庭の子ども、医療的ケア児には、さらに単価の加算が設定されております。保護者の負担についてですが、現在実施されている試行的事業においては、1時間当たり300円程度を標準とするとされております。現在、こども家庭庁において基準となる公定価格の検討を行っているようで、利用者負担についても示されるものと想定しております。あとシステムについてですけれども、こども家庭庁では、こども誰でも通園制度総合支援システムを、現在構築しているところでございます。以上になります。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 具体的にありがとうございます。今お聞きしたんですが、どれぐらいの園で実施を想定しているか、決まっている範囲でお答えください。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。こども誰でも通園制度の実施予定施設でございますが、まず、公立保育所4か所が挙げられます。現在行われております試行的事業において、約半数の52%の施設で一時預かり事業を並行して実施していることが分かりました。公立保育所4か所とも一時保育を実施しておりますので、そちらでこども誰でも通園制度のお子様もお預かりする方法を考えております。区分としましては、一般型

の専用室独立実施に該当いたします。一方、民間の保育施設等には、こども誰でも通園制度の意向調査を実施しておりまして、現在、3から4施設が実施の意向を示していただいております。この中には、令和8年4月から開園予定の取手駅前保育園も含まれております。一般型や余裕活用型など様々な御提案を受けているところでございます。以上となります。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。最後に、保護者の利用方法について、決まってるものあればお答えください。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。先ほどシステムのお話をさせていただきましたが、こども家庭庁では、こども誰でも通園制度の総合支援システム、こちら構築しておりまして、このシステムで保護者は子どもの情報の入力、利用可能な施設の検索、予約の空き状況の確認、申込み予約などが行えることになるようです。利用料の支払いについては、このシステム内で行えるかどうか、現時点では情報がございませんので、各園ごとになるかもしれません。公立保育所においては、本年度導入いたしましたキャッシュレス決済機能を用いてお支払いしていただくことも検討しております。以上となります。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールをお答えください。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えさせていただきます。今後のスケジュールでございますが、当市といたしましては、令和8年4月の事業実施に向け、条例の制定や予算の計上を予定しております。具体的には、令和7年9月定例会において認可基準の条例を上程予定です。これは、さきに述べました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に制定するものでございます。また給付化に向けては、確認基準の条例を制定する必要がございます。こども家庭庁の示すスケジュールでは、本年12月に確認基準の内閣府令が公布される予定となっております。そのため、当市においては令和8年3月定例会において、確認基準の条例を上程する予定です。また事業開始に向け、市では認可を行うこととされておりますが、その前に取手市児童福祉審議会の意見聴取も実施する予定でございます。以上となります。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。今から条例の制定とかいろいろ検討もされていくことも多いと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。やはり、この制度については保護者の負担軽減だったりとか、子どもに対しても他者との関わりで成長を促していくようなことも、いい面もあると思いますので、積極的に進めていっていただきたいなと思います。あと、園の状況によっては保育士不足の状況もあるんですが、経営安定にもつながったりすることもあるかもしれませんので、そういったところもしっかりと調査していただきながら進めていってほしいと思います。以上となります。ありがとうございます。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 よろしく願いいたします。まず1点目、無痛分娩補助について伺います。先日関川議員の一般質問にて、無痛分娩補助制度について前向きに調査検討を進めるとの御答弁がございました。私の印象としては、突然「無痛分娩」という単語が出てきて、私もちょっと知識がなかったものですからちょっと調べました。そうしますと、いろいろメリットもあるけれども、デメリットもあるんですね。そんな中、補助制度の制定をしますと、やっぱりその無痛分娩を選択するということに誘導する作用というの也被えられるのではないかと思っています。分娩っていろんな方法があるわけですがけれども、その中でも無痛分娩だけに補助制度を設けるというのも、非常に偏りが生じるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○久保田委員長 鈴木部長。

○鈴木福祉部長 根岸委員の御質疑に答弁させていただきたいと思います。突然出てきて驚かれたということで、私も関川議員の一般質問の答弁の中で「前向きに」ということで答弁させていただいたので、その責任がございしますのでここで答弁させていただきたいと思います。「前向きに」と申し上げたのは、やはりこの無痛分娩、東京都で実施が予定されております。その制度設計であつたりとか、内容を新聞等の記事で見せていただいた上で、じゃあ取手市として、こういうことを東京都が始めるよね、取手市でこれやった場合どうなるんだろう、どんな制度設計がいいんだろうみたいな形で、庁議メンバーで、市長も含めて一度話合いが持たれました。そのような中でいろいろ調査を、これは積極的にしていかななくちゃいけないよね、その無痛分娩の現状であつたり、産科医さんの先生方の考え方であつたりとか、そういったところをきちんと確認した上でないと、この実施は進められないという思いがありまして、そういった周りの状況、確認を、現状であつたりとか先生方の意見の調整、そういったものを積極的に行っていくということでの前向き答弁だったわけでございます。

実際今、根岸委員おっしゃってたように、この無痛分娩にはメリット、デメリット、もちろんございます。我々も認識しております。先ほどおっしゃってくださってたように、こうした補助制度を進めていく場合には、市がこの無痛分娩を推奨している立場ではない、そういったことをしっかりと説明する責任があると思います。また、妊娠された方をはじめ、その御家族が医療機関から十分な説明を受けて、納得した上で、同意をしっかりとそれが取られた上でではないと、この無痛分娩というところはできないと思っております。制度設計を進めるには、そういったこともきちんと対応していくことが重要になってくるということは認識してございます。一方で、やはりこの無痛分娩の費用助成、聞くとおろによると、お産にかかる費用プラス——通常の分娩のプラス10万円ぐらひがかかってくるということで、無痛分娩をすることによって、その経済的な負担、それが足かせになってしまつて分娩をためらつてしまふ、そういった形にならないように、そういった補助となるようなことも考えていかなければいけないと思います。少子化対策の一環として実施できるかどうか。現在のその状況であつたりとか、先生方の——医療機関との調整、まずはそこをしっかりと進めていかなければいけないと思っております。また、やはり先ほど根岸

委員おっしゃってたように、一部の方に偏ってしまう制度になってしまいうんじゃないか、当然そう思っております。こういった事業以外でも全体に行き渡るような、少子化対策に資する効果的な取組、こちらについては積極的に調査をさせていただいて、限られた財源の中でどのようなものができるか、常に模索しながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 承知いたしました。しっかり慎重に、前向きにというところで御検討をお願いしたいと思います。この件は以上です。

次に、シニアカーについての介護保険制度要件について伺います。現在要介護2以上で、シニアカーレンタルといいますか、事前に調査したところによりますと、そのシニアカー自体が車椅子の範疇だというお話で、車椅子のレンタルというのが要介護2以上で、原則利用できるということでございます。要介護2以上になってきますと、いろんなことが難しくなっていくと思われれます。シニアカー関連の事故というのが増えているという報道も聞こえてまいります。これを、いろいろ難しくなる前に要介護1で利用できるようにすることで外出が容易になって、認知機能の保持ですとか生活の質が保たれると考えるんですけども、いかがでしょうか。

○久保田委員長 木村補佐。

○木村高齢福祉課長補佐 根岸委員の質疑にお答えいたします。——高齢福祉課の木村です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。介護保険制度では、生活環境を整えるサービスとして福祉用具の貸与給付を行っております。シニアカーを含む車椅子につきましては、原則要介護2から要介護5の方が給付の対象となっております。また、要支援1、要支援2、要介護1の方につきましても、認定調査の結果、医師の医学的所見、ケアマネジャーのケアマネジメントによる判断によって例外的に給付の対象となります。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 原則、要介護2以上であって、例外的にそれ以外でも認められるというお話だったんですけれども、私これ、市民の方からちょっと相談といいますか、受けたときに、お母様の介護をされている方なんですけれども、現在要介護1ということで、すごく以前は活発に御自分の生活を楽しまれていろんなところで外出していたんですけども、外出がなかなかままならなくなってしまって、すごく——何ですかね、元気がなくなってしまって、そんなときにこそそのシニアカーだったりとか、その移動がタクシーだったりとか福祉有償運送だったりとかを活用することもできるかもしれないんですけども、やっぱり自分の好きなタイミングで外出できるというのが、すごく生活の質を向上させるということにつながるのではないかと御相談を受けたので、今回質疑させていただきました。この件は以上です。

次に、ぬくもり学習支援について伺います。令和6年度の実施状況をお願いいたします。

○久保田委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 社会福祉課、根本です。根岸委員の御質疑にお答えさせていただきます。ぬくもり学習支援事業は、生活保護を受けている小学3年生から中学3年生を

対象として実施しており、令和6年度の対象者数は34人で、登録者数が5人となっております。令和6年度の実施状況といたしましては、原則毎週土曜日開催のところ、2月末日時点で23回の開催となっております、延べ28人が参加している状況です。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。このぬくもり学習支援、事前に調べたところ、令和6年は23回実施して延べ人数が28人という御答弁だったんですけども、令和5年は35回実施の41人で、さらに遡って令和4年だと40回で延べ人数が76人なんです。令和4年から令和5年にかけてすごく76人から41人と少なくなっている。さらに令和6年まで途中なのであれですけども、延べ人数28人と減少が見られます。この参加者が急に減っているという状況を、今後現状分析して、開催方法などを見直しする必要があると考えますがいかがでしょうか。

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○久保田委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 お答えいたします。委員がおっしゃるとおり、令和5年度と比べて参加者が減少傾向にあることは事実であります。また、対象者数も減少する中でありますが、それ以上に参加者が減少しているのも承知しております。日頃のケースワークの中で、担当ケースワーカーから対象者の保護者に対して、ぬくもり学習支援事業を周知し事業への参加を促すほか、事業の一環として開催するバス遠足やクリスマス会などのイベントを機に事業への参加を促すなどしておりますが、ここ数年は新規登録がなく参加者が減少する状況でありました。ぬくもり学習支援事業は、学習のみではなく居場所としての役割もあり、さらには貧困の連鎖を防止することによって、子どもの将来の自立を後押しするものとされていることから、より多くの対象児童生徒に参加していただきたいという思いがありますので、保護者の皆さんに事業の目的を丁寧に説明した上で、参加を促してまいりたいと考えております。また、参加の声かけを強化するほか、開催形態についての見直しが必要かと思っております。現在、市内で1か所のみで開催となっているため、開催場所の数や開催地域について、対象世帯への聞き取りや調査を行うなどして見直しを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

では最後に、高齢者移動支援について伺います。令和6年7月から、移送サービス助成券の交付枚数と内容が変更されていると思います。その変更内容と、その変更によって期待する効果をお伺いします。

○久保田委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課、井上です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。高齢者の移動支援として、市内で福祉輸送運送事業を実施している移送団体に登録している方のうち、市県民税が非課税の方を対象に、移送団体や民間タクシー等を利用した際に、初乗り運賃相当額を助成する移送サービス助成券を交付しております。助成券につきましては、移動団体のみで利用できる移送団体券、移送団体や民間タクシー等で利用できる共

通券を月に各2枚、合計4枚交付しておりました。ここ数年、高齢者の移動支援の需要が高まり、移送団体の利用者が年々増加していることによりまして、移送団体への予約が集中している状況となっております。今回、民間タクシー等を利用しやすくすることで、移送団体の予約の集中の解消を見込みまして、令和6年7月から移送サービス助成券の交付内容を、共通券を月5枚に変更いたしました。利用者側といたしましても、移送団体でも民間タクシー等でもどちらでも使える券を交付を受けることによりまして、使い勝手がよくなり利便性が向上したと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 まだ年度途中なんですけども、令和6年度の利用状況と今後の見込みについて、お伺いします。

○久保田委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 御質疑にお答えいたします。移送サービス助成券の交付者数になりますが、令和6年4月から12月までの交付者数は721名で、この時点におきまして令和5年度実績であります714名を上回っております。利用状況につきましては、交付内容を変更した令和6年7月から12月までの実績で見ますと、民間等の——民間タクシー等の利用回数は5,307回、月平均で前年度と比較いたしますと、令和5年度200——520回に対しまして、令和6年から——令和6年7月から12月の平均では約880回となっております。移送団体での利用回数は4,930回、月平均は、令和5年度720回、令和6年7月から12月では約820回と、ともに増加している状況です。利用者の増加などもあり、ここ半年の実績で成果が出ているか判断ができない状況ではあります。今回ご報告できなかった1月から3月期は利用回数が少なくなる時期でもありますので、年間を通じてどうなっていくのか、しっかり見極めていきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。どちらにしても、その移動の困難を抱えている人が増加しているというところが見てとれると思いますので、継続して検討のほうをよろしくお願いします。私からは以上です。

○久保田委員長 次に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず1点目、マイナ保険証についてです。マイナンバーカードは、あくまで任意にもかかわらず、マイナ保険証が急に強制的に始まったわけなんですけれども、当市における利用状況とその課題、窓口などへの相談、苦情などはないのかを含めて伺います。

○久保田委員長 吉住補佐。

○吉住国保年金課長補佐 国保年金課、吉住です。遠山委員の御質疑に答弁いたします。初めに、令和6年12月時点の国民健康保険のマイナ保険証の利用状況を申し上げます。被保険者数2万569人に対して1万2,973人の登録がありますので、登録率は63.1%、利用率は39.5%になります。次に、後期高齢者医療保険者の令和6年12月時点のマイナ保険証の利用状況は、被保険者数2万2,330人に対して1万5,132人の登録がありますので、登録率は67.8%、利用率は33.9%となります。また、窓口での対応については、国民健

康保険新規加入者にマイナ保険証の所持状況を確認し、マイナ保険証を持ってる方には資格情報のお知らせを交付、持っていない方には資格確認書を交付しております。資格情報のお知らせを交付した際には、マイナンバーカードと一緒に携帯をしていただくことで、停電や災害時などで医療機関のカードリーダーが使えないときも保険診療で受診が可能であることを御案内しております。なお現時点では、保険証廃止に伴うトラブルは起きておりませんが、マイナ保険証がないと病院に行けないというような誤解を持ってる方に対しては、丁寧に説明しております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろと今、このマイナ保険証については、過渡期というか、そういう段階ではあるかと思いますが、大変かと思うんですが、ケース・バイ・ケース、丁寧に見ていただきたい。実際、高齢者が多いわけで、実際、取手市内も。そういう意味ではなかなか課題はあるのかな、使いにくさもあるだろうなというような感じで私も見えています。

続いて、ケアマネ不足について伺います。資格——市内のケアマネジャーで資格更新者っていいですかね。対象となった方というのは、推移というか、大体状況分かりましたら答弁願います。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。高齢福祉課、秋山です。介護支援専門員ケアマネジャーの資格は5年ごとに更新の必要がございます。更新研修を受講して資格の更新を行う必要があります。新規に資格を取得した後、またこの資格を更新した後は都道府県に登録をし実務に当たる形になります。よって、資格更新について、市への報告、登録届出の義務はないため、当課においては、今年度に資格を更新した人数、また更新を予定している人数の把握は行えません。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 現場からケアマネ不足という、そういった状況を聞いて、何か支援策などあればということから、現場のほうから、せめて更新のときにこれをきっかけにやめちゃう人も実際にいたんで、そういう意味では何らかの助成制度、取手市独自のあれば、ちょっと励みに思って、じゃあもう少し頑張ろうかということにもつながると思いますよということで、そういったアドバイスを伺ったものですから、私も何度も繰り返し取上げているわけです。ぜひ事業者等——介護保険の運営委員会もそうですけど、そういった中で現場の声というか、状況をつかむ——つかんでいただければなあというふうに思います。そういうも意味があって、この質問、質疑をさせていただきました。推移を見ていきたいと思えます。

続いて、3点目の地域医療の充実についてです。取手で——当市では、特に補助金交付をしている医療機関が2件あります。そうした医療機関との連携はどのように図られているのでしょうか。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 保健センター、助川です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。市では、取手市公的病院等運営費補助金交付要綱に基づきまして、J A取手総合医療セン

ター及び取手北相馬保健医療センター医師会病院の2つの医療機関に対しまして、救急医療の確保及び地域医療の充実を図ることを目的として、公的病院等運営費補助金を交付しております。この2つの医療機関は、御存じのとおり、地域医療の中核となる医療機関でもありまして、連携ということでの例を挙げますと、新型コロナウイルス感染症への対応の中心となって動いてくださったということであったり、またコロナワクチン接種の際におきまして、特に多大なる御協力・御指導をいただきました。それらによりまして、コロナ禍におきまして大きな混乱を招くことなく、医療体制を確保することができました。また市では、この2つの公的病院はもちろんですけれども、取手市医師会・歯科医師会の先生方からも多くの御協力と御指導をいただきながら、保健センターの各種保健事業や予防接種事業等も進めている段階です。引き続き、2つの医療機関をはじめとする市内医療機関、また関係機関ともしっかりと連携を図りながら、今後も地域医療の充実には努めてまいりたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。2点目に、差額ベッド代徴収トラブルについてということであえて挙げているわけなんですけれども、たまたま市議会主催の意見交換会の場で、市民の方が参加してきていただいて、こういったことがあったので何とか補助金を出しているということも聞いているので、議会から行政のほうに何か働きかけて、スムーズに説明したり改善をお願ひしたいというような旨の、そういった声を受けたということで、あえて——私たち議会の1人としては、あえてここで質疑として挙げさせていただきました。こういった声は行政のほうには届いてはいたのか、いなかったのか、どうでしょう。

○久保田委員長 助川次長。

○助川健康増進部次長 お答えいたします。差額ベッド代の徴収に関するトラブル等に関しましては、保健センターのほうに、また市のほうにという声は上がってきたことはございません。この差額ベッド代に関しましては病院が自由に決めることができるものでもありますし、一律ではないことから、市としましても、個別の徴収トラブル等に関する意見を述べるということは控えさせていただきたいなとは思っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 あくまでも地域医療の充実に向けてということで、市長からも説明あった経緯があります。そういう意味では市民が困らないようにとか、不安にならないように、そういう意味でも連携を図りながら、こういったケースがあったということだけども……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) それを伝えるだけでも違うと思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。質疑、以上です。

○久保田委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。先ほど私、議案に関する質疑、議

案第 23 号、令和 7 年度介護保険特別会計予算について、遠山委員から御質疑いただきまして、介護給付費準備基金の残高に関しまして、3 月補正予算が可決決定した後の金額を申し上げました。その金額に誤りがありましたので、訂正させていただきます。先ほど私、「8 億 3,728 万 5,948 円」と申し上げましたが、正しくは「7 億 4,803 万 5,948 円」になります。訂正をお願いいたします。

○久保田委員長 訂正を許可します。

ここで委員の皆様申し上げます。ただいまの執行部の修正を聞いた上で、追加で質疑のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。また、遠山委員と山野井委員に申し上げます。議案第 21 号についての、先ほどの留保していた質疑に対する答弁を聞いた上で、追加の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとしてあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑ありませんか……

〔「討論だよ」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 （続）失礼いたしました。討論です。討論なしと認めます。これで当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第 5 号、取手市犯罪被害者等支援条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 5 号は可決されました。

議案第 6 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 6 号は可決されました。

議案第 14 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 14 号のうち当委員会所管事項は可決されました。

議案第 16 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 16 号は可決されました。

議案第 17 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 17 号は可決されました。

議案第 21 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 21 号は可決されました。

議案第 22 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 22 号は可決されました。

議案第 23 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 23 号は可決されました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。今定例会をもって鈴木部長、下田次長がその職を退任されるということです。お二人には大変委員会運営にいろいろな形から御協力をいただきました。この場をお借りし、御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 それでは執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、協議を行います。

休憩します。

午前 11 時 42 分休憩

午前 11 時★分開議

○久保田委員長 再開します。

続いて、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに登載した文書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに登載した文書のとおりとすることに決定しました。

次に、令和6年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、福祉厚生常任委員会としての回答についての協議を行います。先ほどの休憩中、サイドブックに掲載した表について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りいたします。令和6年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」についてを議題といたします。2月12日の委員会にて中間報告書の素案を委員の皆様と共有しました。その素案を基に、私と杉山副委員長で加筆・修正したものを新たにサイドブックに掲載しております。先ほどの休憩中、サイドブックに掲載した素案について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りいたします。当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について、サイドブックに掲載した中間報告書の案を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次にその他です。委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。以上で本委員会の全ての日程が終了しました。

これで福祉厚生常任委員会を閉会します。

午前11時51分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

○委員会記録における発言訂正箇所

◆P14 18行目 青色部分を「7億4,803万5,948円」に訂正